

戦国大名毛利氏と地下人一揆

布 引 敏 雄

はじめに

戦国大名の性格規定や兵農分離をめぐって近年活潑な研究が展開されているが、その研究の焦点は、村落に居住する地侍⁽¹⁾(小領主・地主・強豪名主など多様に呼ばれている)である。地侍は、中世後期に名主層の階層分解の中から登場し、村落内で指導的位置をしめ、農業耕作から離脱しきっていない農民的側面と、武装して戦国大名の被官となるなどの領主的側面を併せもっていた。本稿では、地侍と村落共同体「惣」との結合による地下人一揆と、それに対応する戦国大名毛利氏の動向を軸に、戦国期の農民闘争のあり方とそれに規定される戦国大名の性格について二・三の推論を行ってみたい。近年、地侍の研究は盛んではあるが、未だ実証的作業が不要になったほどではない。現在知られている実証例の多くは畿内近国のものであり、戦国時代の主役とも言える中間地帯の地侍についての論究は充分とは

言えず、毛利氏関係の研究については、後藤陽一氏⁽²⁾や村田修三氏⁽³⁾の論考がある程度で、未だ多いとは言えない段階と考える。本稿では、防長両国の地侍を主たる検討例とし、右の課題についての実証例を提出することを目的としている。

一 地侍の毛利氏服属

a

戦国大名権力の基盤が地侍（小領主）にあるという論がしばしば行なわれているが、それでは、地侍の戦国大名被官化の具体的様態はいかなるものか、またその被官化の中にならざる問題が含まれているか、未だ十分に述べ尽くされたとはいえない。

弘治年間、毛利氏が中国八ヶ国の大名にのし上る最初の契機となった敵島合戦の後、毛利軍が大内義長と陶氏の楯籠る防長両国に侵入した際、防長の地侍のとした態度はどのようなものであったか。

毛利氏と大内氏が敵対関係に入れば、両勢力の中間地帯である防芸両国の境界近辺の山間部、即ち、安芸の吉和・山里地方（佐伯郡）、周防の山代地方（玖珂郡）は、地理的条件からみて両勢力の取りあいとなる。毛利隆元は「山口此方半之儀ニ付而、山代岩国事ハはたと何と申候ても此方取候て持つめ候ハてハと我々ハ存迄候」⁽⁷⁾と述べていることからこの地の重要性が知られるのである。この地方は山間狭隘の地で耕地は少く、交通は不便であって、平野部と異り中世末戦国期に至るまで有力な国人領主を生み出していない。村落には地侍がいて、大内氏によって刀祢などの村役人的地位を与えられていたが、彼等は、大内氏に完全に服属することもなく半ば独立した位置を保持し

続けていた。ところが大内・毛利の両勢力が衝突するや、双方よりの味方への勧誘の「武略之使」が山代に入り込み、否応なく彼らもこの渦中に巻き込まれざるをえなかった。天文二三年（一五五四）六月には、山代本郷村の地侍神田藏人丞・松原主殿允が毛利氏に服属し、毛利氏は山代八ヶ村を兩人の管轄下に置いている⁽⁹⁾。松原氏の家伝によれば、松原主殿允父子は安芸桜尾の隆元陣所へ「騎馬数十騎諸勢三百余引率」して馳せ参じたという⁽¹⁰⁾。この数字を信じてよいかどうかかわからないが、地侍が自分の被官と共に村落の農民衆を率いて参陣したことが知られるのである。この頃、陶方の兵は安芸の吉和・山里地方に進出し、その地の地侍・農民の兵力と合して毛利軍横撃の姿勢を示していた。彼らの戦いぶりは「大田・吉和・山里一揆切所を構楯籠候、（中略）敵かけの橋迄罷出野伏を懸廻候」⁽¹¹⁾と史料に見える如く山間狭隘の地形を利用したゲリラ戦であった。六月の久島・白砂の合戦、七月の吉和・山里一揆の鎮庄、九月の折敷畑の合戦以後も山里・黒瀬・友田周辺での陶方一揆の蜂起は続き、天文二三年いっぱい毛利軍は彼らに悩まされるのである。弘治元年になると、山代阿賀村の地侍三分一主殿允・同式部丞・同刑部丞等三分一氏一族が、同村の刀祢錦見隠岐守・同神祇祐等を討ち取って毛利氏に服属している。毛利氏は三分一氏に対して複氏の遺領を与えその服属の功に報いている⁽¹²⁾。弘治元年の山代地方は陶方と毛利方の双方よりの草刈場として複雑な政情を示す。山代の地侍舟越氏は「敵方武略之使」の頸を討って毛利方に馳参したが、その前年天文二三年には陶晴賢により舟越氏及び山代十三ヶ郷の一味同心を賞され「郷中課役等免許」されていた⁽¹³⁾ということに見られるように、地侍の動向は変転極まりないものがあった。弘治元年十月には玖珂郡由宇・伊賀道地方に一揆が蜂起した。この一揆の鎮庄には小早川隆景軍が当り、伊賀道一揆については同所の高山寺に楯籠るのを打破っている。山代の地侍神田氏・三分一氏等はこの時これに従軍して戦功を挙げている⁽¹⁴⁾。由宇の一揆は、一早く隆景に帰服したので、隆景は「其所ヲハ彼所ノ土民等ニ作り取ニセヨトテ給リケリ」と農民を優遇し、その一方で隆景は「宗徒ノ者共

十七人生捕」りにし、彼等が「唯山賊ヲ業トセル大悪逆ノ者トモ」であるとして「張付ニ掛」けている（除徳）。由宇・伊賀道の一揆の鎮庄には、一揆の中核である地侍を弾圧し、一般農民層には土地を「作り取」にさせるなどして優遇するという分裂策を以って臨んでいるのである。かかる分裂策は、その後の防長侵攻戦においても全く同様に行使されたことであろう。しかし、毛利軍の政策は地侍・農民間の離間という単純な図式的なものではない。むしろ、毛利氏が戦争を遂行する際には、地侍・農民を分割せずに両者ともに随わせるといふ方法をとる、「惣中」としての地侍・農民層の力を活用せんとしており、敵方に廻った村落に対してのみ地侍・農民の離間策がとられた。

弘治元年より二年にかけては山代地方で陶方に組した地侍・農民の地下人一揆がゲリラ戦を活発に展開し、毛利軍を悩ました。毛利方には、山代本郷の神田藏人丞・松原主殿允をはじめ、阿賀村の三分一氏（四一六）、藤谷村の林氏（四一六）、志不前村の助藤氏（四一八）などがそれぞれ「惣中」を率いて参陣し、毛利軍の道案内などとして先頭に立ち陶軍と戦っている。弘治二年二月には、屋代・中須の合戦、祢笠の合戦、山代本郷成君寺の合戦が戦かわれ、三月には、中須・柱野・三瀬川で合戦が行なわれている。その後も山代の地下人一揆は抵抗を続け、都濃郡須々万沼城の攻防戦や、熊毛郡三井・鷲頭近辺での戦鬪にも参加している。（除徳記）毛利軍はこれら地下人一揆に対して、「人之害人二人充成共打果、家之五間三間つゝも焼立」（三三三）と徹底的な殲滅作戦をとった。さらに、村々を一村づゝ味方に引入れ、其村々の人質を取るなど、村々を「或引成、或打果」して、即ち「諸郷此方に仕成事ハ動と操との二にてあるへく候」と元就が述べている（三三三）如く、弾圧と懐柔によって勝利を握っていたのである。地下人一揆の抵抗は根強く、毛利軍が大内義長の籠る長門且山城を完全に包囲した後でも、防長の「侍衆之事は不及申、地下人一揆等まで二心を仕」、「防長之者共ハ路次々」の郷人は山々へ取上候而かい共ふき候」といふことを元就は心配しなければならなかった（三三三）。弘治三年十一月の周防徳地一揆は陶方の残党と徳地地方の地侍・農民による一揆であるが、これ

に対しても毛利氏による分裂工作がなされている。徳地一揆は毛利軍に打破られ、十一月十八日には「徳地へ集候地下人方々々落散」（四一九）という状態であったが、この時点で次の文書（東条四郎右衛門）が出されている。

五ヶ村保頭事、于今深山隠居之由候之間、廻手可被申付之候、然ニ彼五ヶ村細々動乱之儀、彼保頭仕成候条、五ヶ村百姓等之内（徳地五ヶ村）

何之者成共保頭を討果候も、保頭拘分田地之事、給主の申理、討手ニ可付与候、此旨涯分可被申付候、恐々謹言（弘治三）

十一月廿九日

市伊 經 好判

杉三左 元 相判

東条四郎太夫殿御宿所

保頭とは、文明十九年の東福寺領地保年貢算用状（東福寺）に、公文給・刀祢給などと共に「保頭給五ヶ村」が載せられており、東福寺領地保の下給庄官であったと考えられ、彼等もその動きからみて山代の松原氏・三分一氏らと同様な地侍であったと考えられる。

以上のように毛利氏の防長侵攻戦を概観すると、勝敗の鍵を握っているのが地侍を中核とする村落の動きであることが知られる。村田修三氏は、かつて山代一揆について注目すべき見解を示されたが、それを私なりに要約すると以下である。即ち、山代地方十三ヶ郷の「惣中」「百姓中」「郷中」などに結集する土豪を中核とする農民が、当初は一致して毛利氏に当たっていたが、毛利氏による郷相互間の分裂策・徹底した殲滅戦によって動揺し、まず土豪層が農民より離叛、毛利氏の先兵となることによって、後には毛利氏対農民一揆にまで深化した、といふのである。（6）しかし、これまでに見たように実際には決して毛利（領主）対農民という階級対立むき出しの戦いに深化することは無く、陶・毛利双方とも、村落の地侍・農民を味方に勧誘し、戦いは「毛利・地侍・農民」対「陶・地侍・農民」という型を最後まで崩さなかった。

毛利氏は戦争を遂行してゆく時、常に敵地の村落を味方につけるといやり方をとっている。毛利氏が戦争に勝利するためには、村落の力を利用することなしには不可能であったからであり、それは同時に家臣団の弱体性を示していたし、また、味方につけた村落の中核となる地侍を家臣団にくり入れることによって、家臣団を拡大・維持してゆくことであった。毛利氏のみならず尼子氏にしても、天文十一年に尼子時久が安芸吉田の毛利元就を攻めるに当たって、雲州能義郡山佐村の「地下人」を使用し、その功を賞して「当公用并諸天役事一円免許」し、さらに「自来年式ヶ年公用諸公事半納」としていること（吉川家申井手社文書）などからみても、毛利氏のための戦術ではなく、戦国大名一般について言えることと考える。

地侍は何々衆として地名などを冠して呼ばれ、戦国大名の下級家臣を形成していた。石見国津和野三本松城の吉見氏の場合について一例をあげると、天文二十三年、陶晴賢の軍勢に吉見氏が攻撃された時、五月十日に吉見方の下瀬城に対して陶方に組した益田氏より勸降の書状が出されているが、これによるとその宛名は「の口のしゅ いなどのしゅ 水津同名衆 うさみしゅ 九郎とのしゅ」であり、この呼び方からみて津和野近傍の地侍であることが推測できる。しかも、勸降の条件として「かへす／＼こん日けんきやよ候え、明日よりもさくヨもさせられ可申候、いつれもいまの時分に候之間、さくをもしつけ候するやうに、みな／＼しあんかんやうたるへく候」のごとく、田植時期にあたるため耕作・植付を許可することがあげられているのである（四八）。このことからみて、籠城の地侍にとって味方を裏切ることに見合うだけのものとして農業耕作が意識されていたことが知られるのであり、彼等が村落より離脱した存在でないことは明らかである。次にこうした地侍の事例を二つあげよう。

〔備後堀越衆〕天文十五年備後堀越の国人領主敬秀（姓不詳）が死去した（死去の理由不明）。そこで、敬秀の家臣等は「堀越惣中」として連署して誓紙を毛利氏に提出し、その家臣となることを願ひ、許されている（四六）。天文十五年の備後国の情勢についてみれば、大内義隆の出雲遠征の失敗以後、備後国内の諸豪族は多く尼子氏に帰属し、中でも神辺城主山名理興は尼子氏の後援をうけて勢威を振い、毛利軍との間に勢力争いを展開していた。毛利氏としては備後を攻略する足固めとして、村落を一つずつ味方に引入れる作戦をとっていたと思われる。こういう情勢のもとで、何らかの理由で堀越城主敬秀が死去したため、堀越衆は去就の選択を迫られ、毛利氏の勧誘のもとに、服属に決したのもと思われる。「堀越惣中」よりは、堀越城主の跡目、堀越惣中の所々知行分等を一切毛利氏の手ゆだね、人質をも差出すという完全服属の内容をもつ誓紙が差出された（四六）。それではこの「堀越惣中」とはどういったものかと言えば、永末三郎左衛門・林四郎次郎・井上与三左衛門・小寺又十郎・重安筑後守の五人が中核をなし、その他は「其外御連判惣中」とか「其外惣中」と記されている。五人衆は惣中の指導権を握る地侍で、その他は一般農民であろう。毛利氏への誓紙が「惣中」として提出されたことは、毛利氏がその軍事力の底辺として「惣中」を獲得したことを意味している。実際に毛利被官となり給恩地を与えられるのは五人衆のみであったが、五人衆の背後の「惣中」の力を吸引するために地侍の被官化が行なわれた。彼ら地侍は農民と完全に分離した存在ではなく、自作を行なっており、農民的色彩を強く持っている。彼ら地侍の所領を見ると、永末氏の場合は、大永五年に永末三郎左衛門が実信（姓不詳）より、備後中条庄の内時岡村内沢国名を下作とともに、先給に加えて与えられている（一六六）。また、天文十六年には毛利氏より、備後大田庄本郷の内に助富名・真末名を「諸納所下作共こ」与えられている（一七〇）。このように、永末氏の下作職所有は、当時、名主職・下作職の分離の進行によって名主職は収取権、下作職は耕作権を意味したと考えれば、永末氏が自作を行っていたこと、耕作を行う能力があるということを示すだろう。永末氏と小寺氏の毛利氏よりの給恩地が地域も高もほとんど同内容（四六・四八・四九）であることからみて、五人衆はいずれも自作を行う地侍で

あったことがわかる。備後堀越衆の毛利氏帰属は、毛利氏が山名氏との戦闘に先だつて、備後国内の村落を一つずつ味方に引入れていった一つの例である。堀越の村落は、自作経営を行う地侍に率いられる惣中よりなっていた。毛利氏の軍事力の基盤にはかかる村落を考慮に入れねばならない。

〔石見市山衆〕永禄四年、石見の国衆福屋隆兼が毛利氏に叛したため、毛利元就・吉川元春の軍勢は十一月には隆兼の楯籠る松山城を攻めんとして石見に進出した。十二月には元春の陣所日和と松山の間位置する市山を攻め、同地の「地下人」を味方に引入れている。この時、元就は元春らにあてた書状に「市山地下人如何候哉、承度候、無同心候哉、何と様にも一味候やうに御操肝要候」（新編軍記所収）と書き記しており、市山地下人の服属が戦勝の鍵を握るものとして認識されている。元就の要請をうけて元春は、市山地下人にあてて誓紙を入れ、毛利方への帰属を要請している（吉川藩中諸家古文書集）。この誓紙の宛先は、井下三郎兵衛以下、河辺・門田・寺本・山下・来原の諸氏九名の地侍である。このことから「地下人」とは地侍をふくめた惣中を意味していたことは明らかである。井下三郎兵衛・同新兵衛・同加賀・寺本伊賀らは福屋氏に臣従しており、元春は彼らに対して「於忠儀者領地之事福屋代一倍可遣置候」（上同）と保証するなどしている。このように堀越衆の場合と同様に、国衆は村落の地侍層を家臣として組織していたが、毛利氏は戦争に当っては、彼ら地侍層とその背後の惣中を直接に把握し戦局を有利に導いているのである。井下氏らが「市山衆惣中」の指導的位置にあったことは、井下新兵衛尉・寺本伊賀守が市山衆惣中の愁訴を代表して毛利氏に伝える役割りを果している（上同）ことなどからも明らかである。

二 地侍の存在形態

a

前節において、毛利氏が戦争を遂行する際、山代一揆のごとく地下人一揆の抵抗を受けたが、それを打破り戦争に勝利するには、同じく地下人一揆を味方に付けねばならなかったことを見た。惣中に結集する農民は地侍に率いられて、戦国大名の戦闘員として戦争に参加していったのである。地下人一揆を組織したものが戦国大名の軍事力の基盤をなしていた。かかる意味において、地侍（小領主）は戦国大名権力の基盤であったが、正確には地侍と惣中の結合^{II} 地下人一揆がその力の源泉であった。何故ならば、地侍はその背後の惣中と切り離した場合には、無力であったからである。地侍個々の軍事力は大したものではなく、地侍の指導する地下人一揆の兵力こそ戦国大名の欲する力であった。地下人一揆とは反権力闘争に峰起した際の呼称であるが、それと全く同内容のものを組織したものが戦国大名の軍事力であった。それでは、かかる地侍とはどのような存在であるか、さらには惣中との関係はいかなるものかについて瞥見しよう。主たる検討例として山代地侍をとりあげる。

阿賀村に居住する三分一氏は、一族結合によって同村を支配していた。永禄三年十月二十三日には、三分一主殿允に「五ヶ其方抱分六町」、同式部丞に「五ヶ其方抱分六町」、同新五郎に「五ヶ其方抱分三町」が宛行われており（四六五）、これらは殆ど阿賀村内に存在していたと考えられる。彼らの経営がどういうものであるか、永禄三年九月二十八日付の「三分一式部丞抱分下札」（三分一左兵衛所持御判物）と同年十月二十五日付の「三分一式部丞給地打渡坪付」（本郷山代）が残っているので、これにより考えてみる。このうち前者は写しが不完全で田数の合計が実際の計算と合致しないな

ど、おそらく一部が脱落しているものと考えられるが、一応、両坪付により式部丞給地の統計をあげると表1の如くである。この両坪付より知られる第一の事は、三分一式部丞の給地の内、大きな部分について式部丞自身が耕作者とされていることである。第二には、この両坪付を比較すると(わずかに一ヶ月の間隔しかないのであるが)、式部丞の自作地については総面積もほぼ等しく、一筆毎の穂ノ木名・面積もほぼ一致し、両者の間にはさほどの相異はないにも拘らず、一方、自作地以外の田地の穂ノ木・面積及び耕作者は大幅に異なることであろう。次に、山代本郷村の松原氏の場合についてみよう。松原隼人佐の山代本郷内の給地打渡坪付は、永禄四年正月十一日付のもの(松原右衛門)と、天正四年十一月四日付のもの(同二通(表2・4・5参照)がある。三分一式部丞給地打渡坪付が永禄三年十月二十五日付であることからみて、永禄三年末より四年にかけて、山代地方に毛利氏による検地が実施され、それにもとずいて給人への給地宛行が行なわれた

表1 三分一式部丞の給地

永禄3年9月28日 三分一式部丞抱分下札				永禄3年10月25日 三分一式部丞給地打渡坪付			
耕作者	田	畠	屋敷	耕作者	田	畠	屋敷
三分一式部丞	町反歩 3. 8. 180	反歩 8. 60	3	三分一式部丞	町反歩 3. 9.	町歩 1. 180	3
余一左衛門	1.			官太郎	1. 120		
孫右衛門	240			与三衛門	6.		
左衛門九郎	3. 240			孫七	1.		
孫太郎	1.			孫兵衛	1.		
源兵衛	3.			藤左	1. 180		
兵衛三郎	240			右衛	9. 60		
雲松寺	3. 120						
十郎左衛門	1. 120						
孫七	1. 180						
二郎右衛門	3. 240						
新太郎	2. 240						
合計	6. 1. *(8.6.120)	8. 60	3	合計	5. 9. *(6.0.180)	1. 180	3

*括弧内は文書に記載された総田畠数

と考えられる。永禄三年十月二十三日の同日付で、山代の地侍である林藤右衛門尉・三分一主殿丞・同式部丞・同新五郎・舟越淡路守・松原隼人佐宛へそれぞれ知行宛行状が出されていることからみて、それと知られる。同様に考えれば、天正四年にも検地の実施と改たための給地宛行が行なわれたものであろう。隼人佐宛打渡坪付を表示すると表2の如くである。これを見ると、三分一式部丞の場合と同様に隼人佐の自作地が給地の内に大きな割合を占めているのに気がつく。しかし、その間に一町あまりの田地の増加があり、さらに穂ノ木名・面積もかなり相違しているのだが、両坪付の間に約十五年の距たりもあり奉行も異なることを考慮すれば、この差異はさほど問題ではなく、自作田の継続ということの方に意味を見出すべきであろう。経営規模は五町前後で三分一式部丞とほぼ同規模である。隼人佐自作田以外の耕作者についてみれば、三分一の場合同様、大幅に変更されている。永禄四年の坪付では、松原を姓とする(或は、地名の松原を肩書したものの⁽⁸⁾)二郎右衛門や弥次郎がおり、脇屋敷の四郎左衛門などの存在からみて、彼等隼人佐以外の耕作者は松原氏と何かの縁故の存在を感じさせる。一方、天正四年の坪付は、人名・穂ノ木・面積い

表2 松原隼人佐の給地

永禄4年1月11日 松原隼人佐給地打渡坪付				天正4年11月4日 松原隼人佐給地打渡坪付			
耕作者	田	畠	屋敷	耕作者	田	畠	屋敷
松原隼人佐	町反歩 4. 3. 120	反歩 1		松原隼人佐	町反歩 5. 2. 240	歩 120	1 2つ家有
太郎左衛門	1. 120			太郎左衛門	2. 120		1 1つ家有
松原二郎右衛門	180		1 家有	新左衛門	1. 180		
四郎左衛門	1.		2 1家有	九郎右衛門	1. 120	180	
松原弥二郎	2.		1 家有	左衛門次郎	2. 300		
五郎右衛門				又右衛門	2. 120		
弥三郎	2.			次郎兵衛	1. 120		
				平次郎	240		
				新四郎	1. 180		
				与三左衛門			1 家有
合計	町反歩 5. . 60	反歩 3	3	合計	町反歩 6. 6. 180	歩 300	3

ずれも永祿の坪付と異っており、彼等は「松原隼人佐給六郎左衛門」のように表現され、松原氏とは無関係の一般百姓と考えられる。松原・三分一氏共に両坪付の間で自作田以外の給地が大幅に相違するというのは、何を意味するのであろうか。三分一氏の場合は、両坪付の時間的距たりがわずか一ヶ月しかないにも拘らず異同があるということ、この間に検地が行なわれたことを想起すれば、毛利氏によって地侍の自作田以外の田地の入れ替えが行なわれたことを示すと考えられる。松原氏の場合は、両坪付の間に約十五年の距たりはあるが、同様に田地の入れ替えが行なわれ、その入れ替えは松原氏に近い関係にある農民を無関係な農民と入れ替えるという内容をもっていた。それでは、地侍の自作田以外の給地の耕作者は地侍の隸属民（下人など）であるのか、一般農民であるのか、坪付帳のみからは判断できないが、後述する如く自作田経営を下人労働力によったとするならば、これは一般農民と考えた方がよいであろう。それでは一般農民は、当時のような存在であったか。敵島領の山代藤谷村の天正二十年の家人数付立（野坂）をみると表3の如くである。この付立は家族構成の実態を示すものか、或いは労働人口のみであるのか不明であるが、いずれにしても、単婚小家族であったことにまちがいはない。従って彼らの労働力で経営可能な田畠は小規模

表3 藤谷村家人数付立

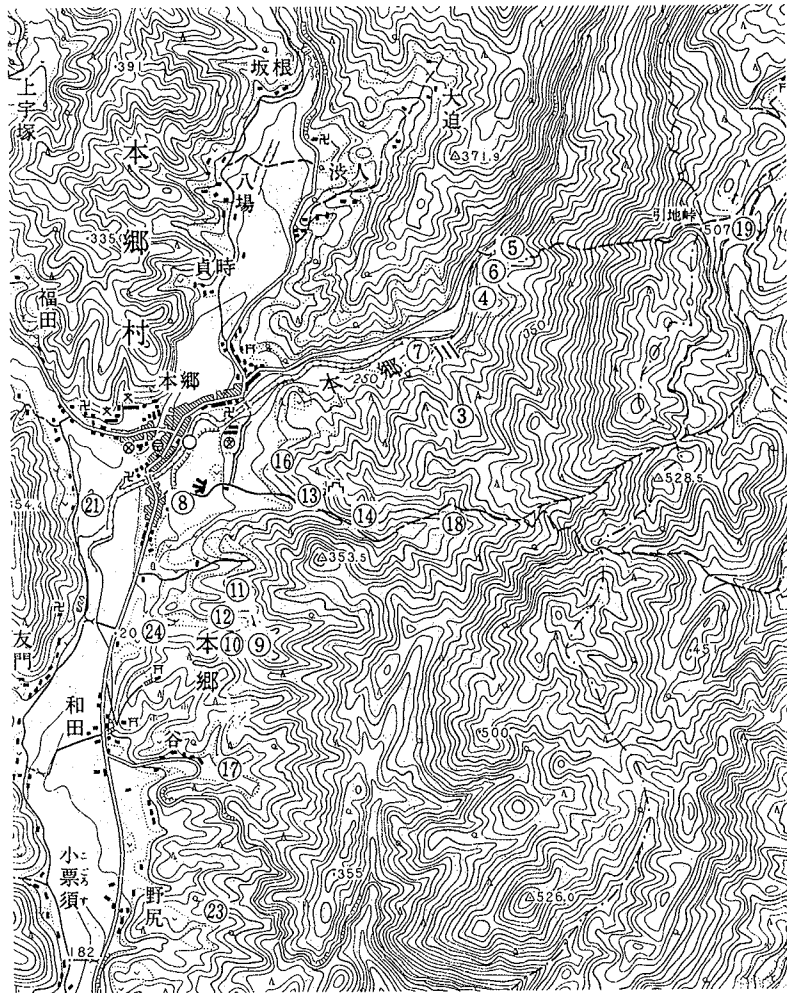
家族構成	軒数	人数
男3一女2	3	15
男2一女2	4	16
男2一女1	4	12
男1一女2	1	3
男1一女1	11	22
男1 (寺)	2	2
男1	1	1
合計	26	71

でしかありえない。三分一式部丞・松原隼人佐の打渡坪付中に見える耕作民は、一反未満の極零細民から、二〜三反程度の田畠を耕作する者までがいた。勿論、彼らは三分一氏や松原氏の給地以外にも田畠を耕作していたと考えられるのであるが、藤谷村農民の家族構成などからみて、せいぜい二〜三反程度を耕作する小農民であるとするのが妥当ではなからうか。とすると、山代地方には、四〜五町程の田畠を自作する三分一・松原らの如き階層と二〜三反程度を耕作する小農民が存在していたことが推測される。

それでは、三分一氏や松原氏らの四〜五町の自作田畠はどのように経営されたであろうか。その経営形態を考察する前提作業として、耕地の分布状況を調べてみた。山代地方は中世的地名が多く残存しているため、打渡坪付帳に見える穂ノ木名（表4・表5参照）を地図の上に置いてゆくことができる。三分一式部丞の自作田は、阿賀村を南北に貫流する下畑川上流の両岸・立岩・片山・友兼・山代地・福賀野などに分布し、その幅は南北二km以上の距離がある。松原隼人佐の給田は位置を明確に現在地に推定できるものが多いので図示すると図1と図2の如くなる。この図より考えられることは、隼人佐の給田が字松原の小扇状地を中核とし、本郷川・物川（本郷川上流）の右岸に位置し、分布の範囲は二km以上に及んでいることである。この分布範囲は三分一式部丞の場合と同規模である。松原氏の居館は字松原の中央部山寄りの穂ノ木政所垣内にあつたと伝えられているが、この居館の位置は山からの湧水を集めた小流が形成する小扇状地（字松原）を一望のもとに見おろすことができ（従って所有地の管理が容易となる）、さらには給水源の小流を扼することができる地である。この小流は現在でも松原・仲田の小扇状地上の水田に給水しており、同地の用水は物川よりの引水によるものではない。物川よりの引水は、中世においては技術的にみて無理であつたと思われる。同じことは三分一氏の場合にも言える。三分一屋敷跡と言われている地は小畑川上流の片山にあり、この地を扼することは阿賀谷の田地の給水源を扼することを意味していた。このように、松原氏や三分一氏は、居館を用水把握に最も便利な、しかも展望のよい地に置き、自己の田地を経営・管理したと思われる、これは同時に、惣中での指導的立場の維持及び強化にも役立てられたことと考えられる。

松原氏は図示した如く、給田畠を本拠地字松原を中心に南北2kmにわたって散在所有していたが、その大部分は自作田であつた。それでは自作田の経営はいかにして行つていたであろうか。田畠の分布状況から考えて、松原氏は多くの下人労働力を抱え、それによる経営であつたことが推測できる。一般農民を使役することも考えられるが、それ

図1 永禄4.1.11 松原隼人佐給地打渡坪付



国土地理院地形図 周防本郷(1/25000)

※凸は松原氏居館

※この図の作製は、本郷小学校長渡隆光先生の御教示による

表4 永禄4.1.11

松原隼人佐給地打渡坪付

番号	面積	分錢	所在	耕作者
①	町反歩 1.小	貫文 800		太郎左衛門作之
②	田 1.小	700	三反田	
③	田 2.小	1,300	桑垣内	
④	田 2.	1.	あせ	
⑤	田 小	200	つはくろ岩(もの河)	
⑥	田 半	200	よめたい畑(もの河)	
⑦	田 1.	500	瀨江神田	
⑧	田 1.小	700	中田	
⑨	田 小	200	二郎笠田(貞光名田)	
⑩	田 半	300	おい原道(貞光名田)	
⑪	田 大	400	貞光名田柳ヶ坪	
⑫	田 1.	700	同所	
⑬	田 小	200	内之和田(政所垣内)	
⑭	田 2.半	1,600	うつ木(政所垣内)	
⑮	田 3.半	2,200	寄坂	
⑯	田 3.小	2.	倉之前	
⑰	田 小	100	妙見神田	
⑱	田 1.	700	おき田せいた(貞末名田)	
⑲	田 3.	1,500	中河	
⑳	田 半	300		松原二郎右衛門
㉑	田 1.8.	8,200	むかい原	
㉒	田 1.	500		四郎左衛門作之
㉓	田 2.	1.	村清道	松原弥次郎 同五郎右衛門
㉔	田 2.	1.	役神田	釜ヶ原 弥次郎
㉕	田 1.	200	郎屋敷	四郎左衛門
㉖	田 2.	400		
㉗	屋敷 1家右之			宗桓原二郎右衛門
㉘	屋敷 1家右之			向原四郎左衛門
㉙	屋敷 1家右之			松原弥次郎

*耕作者の記載の無い田畠が隼人佐手作

表5 天正4.11.4

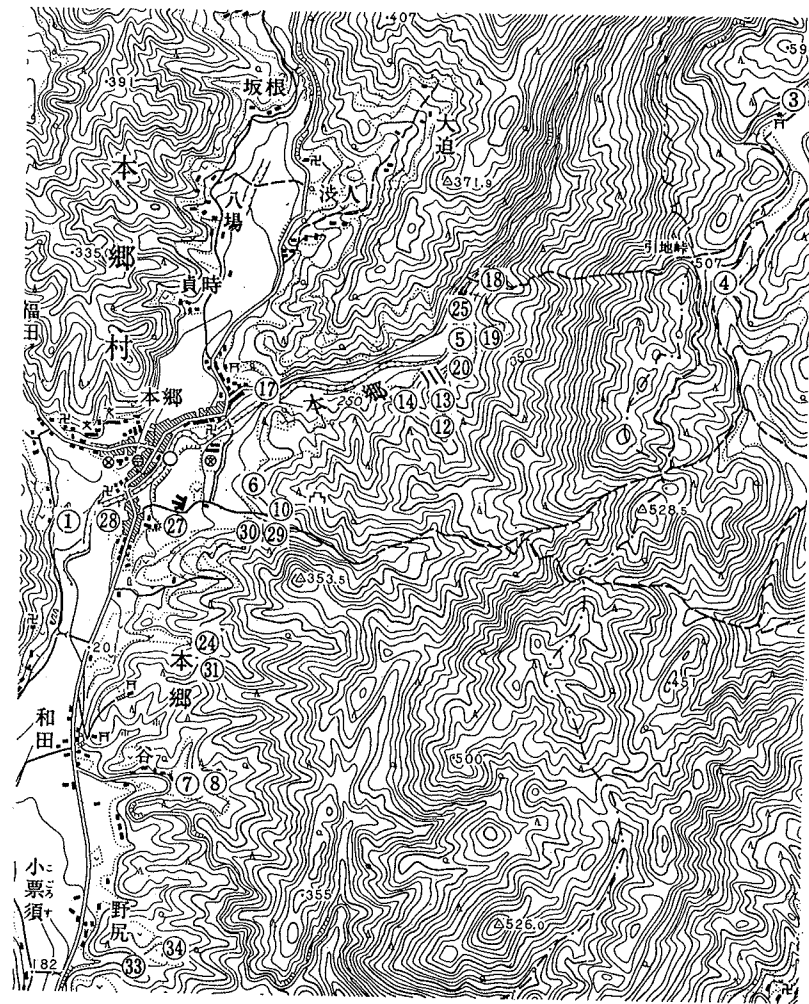
松原隼人佐給地打渡坪付

番号	面積	田品	所在	耕作者
①	町反歩 (田) 2.4.大	半中	向原	隼人佐手作
②	屋敷 二ツ家右之	半下		同給
③	田 2.小	下	かまか原	同給 六郎左衛門
④	田 1.半		中ノ川森ノ本	隼人手作
⑤	田 1.半	下	物川之内あせ	同給 新左衛門
⑥	田 3.小	上	倉ノ前	隼人佐作
⑦	田 1.小	下	妙見ヶ道	九郎右衛門
⑧	田 半		同所	同人
⑨	田 2.半	下	寄宗	隼人佐手作
⑩	田 3.	上	うつ木やね	同手作
⑪	田 1.大	下	ミとろ尻	隼人手作
⑫	田 大	下	桑垣内	同人手作
⑬	田 2.	下	同所	同給 左衛門次郎
⑭	田 2.小	下	同所	同給 又右衛門
⑮	田 1.小	下	三反田	隼人手作
⑯	田 1.小	下	同所	同人手作
⑰	田 大	下	神田	隼人手作
⑱	田 小	下	物川ノ内つはめ岩	同手作
⑲	田 小	下	同所あせ田邊ノ上	隼人手作
㉑	田 2.	下	御所あせ田	同人手作
㉒	田 2.	上	まのの本	同人手作
㉓	田 1.小	中	つちかひもノ下	同給 次郎兵衛
㉔	屋敷 一ツ家右之		宗桓	同給 太郎左衛門
㉕	田 小		貞光	隼人佐作
㉖	田 大	下	よめたい畠	同給 平次郎
㉗	田 1.60	下	竹道	隼人手作
㉘	田 1.小	上	光末ノ内中田	同人手作
㉙	田 1.大	上	石こそ	同手作
㉚	田 1	上	曲田	隼人手作
㉛	田 1.小	中	(同上カ)	同人手作
㉜	田 300	中	貞光	同給 左衛門次郎
㉝	田 1.半	中	おも追	新四郎
㉞	田 1.半	下	福野庵道	隼人佐手作
㉟	屋敷 一ツ家右之		ふるつ	与三左衛門

戦国大名毛利氏と地下人一揆(布引)

八八

図2 天正4.11.4 松原隼人給地打渡坪付



△は松原氏居館
*同右

を裏付ける史料を見出さないので、ここでは可能性の指摘のみにとどめる。当時の一般農民の家族構成は単婚小家族であり、自己保有田の耕作に手いっぱいであったことが考えられ、従って、地侍の広大な自作田は下人労働力による耕作が一般的であったであろう。地侍の下人所有は、例えば、弘治三年に伊賀道村の地侍河田神介の下人が逃亡した例(河田)などから知られよう。また、長門国豊西郡の例を示せば、長禄四年に長門国豊西郡室津村山中の次郎衛門後家は、同郡正吉郷如音寺領の「七郎兵衛殿」より借用した出挙米四斗の返弁ができず、女子犬女生年十八歳を永代を限って七郎兵衛に売渡している(有光)。七郎兵衛は正吉郷の地侍で正吉八幡宮大宮司の有光氏と考えられ、有光氏が神社の出挙米を利用して下人労働力を獲得していったのであり、同文書の末尾には「七郎兵衛殿ヨリ外、名主あるましく候」と記され、犬女が名主七郎兵衛の永代下人となったことが知られるのである。また、天文四年には正吉郷辻の二郎衛門は正吉八幡宮の造営米三斗を出挙米として借り受け、返弁できない時には「我々子にて候者字名ははつと申生年十五歳ニ罷成、永代可進候」と約束している(上岡)。更に、天正八年にも河村の五郎太郎は正吉(有光)彦七よりの質物を返弁できず、自己の下人を有光氏の下人として渡している(上岡)。この様に有光氏の例にみられる如く、出挙米の代償として下人を集め、その労働力によって田地の経営を行ったことは十分考えられる。さらに、山代地方の場合には、戦後の農地改革に至るまで、山代地方の農家には小作人とは異なる「ハンコ」と呼ばれる隷属民がおり、屋敷内に住居を与えられ、主家田圃の耕作や雑多の小用に従事していたという。おそらく名子的な隷属民の名残りであろう。

地侍の自作田経営は家父長制的隷属民と下人の労働力によった。この地侍と下人との関係は農奴主対農奴のそれであろう。地侍の自作田経営は、峰岸純夫氏や藤木久志氏の説くところによれば「人従属小作制」というべきものであり、これの収奪のための経済外強制としては村落の共同体規制が想定されている。しかし、地侍は、前章に述べた如く、

中間・被官よりなる軍事力をもつ存在であり、この軍事力は、村落規制による自作田経営の保障という間接的方法でなく、直接的な自作田経営のための経済外強制という意味あいを有することが想定されよう。従って、自作田経営は従属小作というよりも、領主直営田としての色彩が濃いと考える。地侍の領主的側面は、自作田経営、及びその収奪の暴力装置としての軍事力保有の中に見出すことができる。本稿では史料制約のため自作田経営の内容を深く分析できないので、右の簡単な指摘に止め、論を進めることにする。

他方、地侍は自作田の他に出米の利用などによる貸借関係を通じて土地の集積を行い（正吉郷の出米米貸付による下人の獲得の例は、同時に田畠の集積をも示唆している）、一般農民との間に地主―小作関係を成立させていた（後述）。

地侍が毛利氏被官となる以前では、地主―小作関係を保障するものは主に村落規制であった。⁽⁴⁾一方、地侍の自作田経営への一般農民労働力徴発は、先に可能性のみを指摘しておいたが、中間・被官の暴力装置の力量いかにかかっていた。それ故地侍の武力組織の強大化は、地侍と一般農民⁽⁵⁾惣中との対立を招致する可能性を秘めていた。当時、一般農民の地侍被官化は顕著であった。例えば、周防山口の氷上山興隆寺領では、天文十九年には領内の百姓等が「相懸諸人被官」という動きが進んでおり、大内氏によって停止されている⁽⁶⁾。また、山代阿賀村では天文十三年の「地下法度条々」⁽⁷⁾に「一、任御法度之旨、他之被官不可懸事」という一条が定められており、農民の被官化の動きを知ることができる。しかし、四〇五町程度の所領によって維持される武力では村落と対決することは容易ではなく、それ故、彼らは惣中と共に行動せざるをえない。地侍が毛利氏の被官となった以後においても、地侍は惣中を離れることができなかった。何故ならば、戦国大名は軍事力として地侍・惣中の結合⁽⁸⁾地下人一揆を必要としていたからであり、地侍の惣中との対決、地侍の領主化を容認しながらも、戦争の継続のために、地侍の惣中との分離を完全に貫徹することは不可能であった。地侍は毛利被官となって以後も、自作田経営を継続し、領主的成長を志向し

続けた。地侍の自作田経営の有無・大小は、地侍の土着性⁽⁹⁾領主制の深化の浅深を示す。毛利被官となった地侍が抱地の安堵以外に新恩給地を与えられた場合には、新恩地での自作田の設定を行うことは殆どない。例えば、三分一式部承は阿賀村を本拠とし、ここに自作田を経営するが、阿武郡高佐村の新給地では自作田を設定していない⁽¹⁰⁾。安芸佐東郡温井北庄の地侍山田氏の例を見ると、天文二十三年毛利元就が陶氏に反旗をひるがえした直後に、山田民部の時の打渡坪付帳によれば、山田氏は北庄に自作田を所有している⁽¹¹⁾。山田氏は、後に周防玖珂本郷を新給されたが、そこでは自作田を持っていない⁽¹²⁾。また、山代苅谷村の渋谷に三十石足の地を「田畠屋敷等名切二百性共二」⁽¹³⁾与えられたが⁽¹⁴⁾、これは散在した田畠ではなく一箇所にまとまった田畠を百性（耕作者）とともにワンセットとして給付されたのであって、ここには自作田の設定は困難であり、山田氏は毛利氏の軍事力を背景に領主として新領の支配に臨んだと考えられる。このように、地侍は本貫地以外に自作田経営を行うことができなかったから、自作田の有無は地侍の本貫地を知る手がかりとなるし、同時に地侍と村落との関係の浅深を読みとることができる。⁽¹⁵⁾自作田を持たない給主は土着していないことを意味するし、惣村との間には大きな距離が存在した。かかる場合には、地下人一揆は領主に対して敵対的なものとなる。

b

右に地侍の所領経営と惣村との関連について若干述べたが、ここでは地侍と惣村の関係を主に政治的・社会的側面から眺める。地侍が惣中の指導的位置にあったことは周知である。たとえば、松原主殿允は毛利の陣所へ惣の農民を率いて参陣し、また徳地五ヶ村一揆は保頭らが「仕成」、即ち、彼等が一揆の首魁であったように、合戦や一揆に当っては惣中を率いて起ち上っている。毛利元就は山代本郷の地侍神田藏人丞に対する書状の尚々書に「尚々、惣中へ

も能々其方相心得候て可給候」と書き^(一六五)、地侍を媒介とする惣村支配の姿勢を示している。地侍の惣村における有力な地歩は、出挙米を利用した高利貸的行為によって、また、田畠の開発の先頭を切ることによって獲得された。開発について山代地方の場合を若干述べよう。少し時代は溯ると思われる年不詳の山代衆役所宛前河内守盛澄奉書^(一四八)には、山代志不前郷にて地侍の助藤氏が「焼畑」を行ったことが見えており、山代地方には近年に至るまで焼畑農業が残っていたことなどから考えて、戦国期における山間耕地の開発は地侍の先導による焼畑によって行なわれたことが知られる。また、山代地方の伝承にも地侍の開発に関するものがある。山代波野村の地侍中内右馬丞は、山野を開発、耕作し、さらに楮苗を植付け、紙漉き業を農民に教授した者として葛密神社に神霊として祭られている^(注進案)。また、大原村には済川道齋という人物が同地の山野を切り拓き、農業を務め、芸州郡山の毛利家のもとへ開発地よりの貢物を献じたという伝承がある^(上同)。この開発は隠田とされる場合も多かったようで、大内家壁書の中にも地侍による隠田のことが述べられており、また三分一一族にあてた年不詳の粟屋元種書状^(一六五)にも隠田のことが記されている。山代地方のような山岳重畳の地域では発見も難しく、隠田は多く行なわれたことであろう。山代一揆の毛利軍に対する抵抗の激しさや、徳地一揆の首魁らが「深山隠居」しえたのも、隠田という保障があったからであろう。

さらに地侍と惣村との関係を示す事例として、第一に用水の管理、第二に村落祭祠との係りを述べねばならないが、用水管理については松原氏と三分一氏の例を挙げてあるのでここでは省き、村落祭祠との関連について述べよう。山代本郷についてみれば、同村には山代惣鎮守長尾山正一位八幡宮が鎮座し、その宮座には上十座・下十五座があり、近世に至るまで生命を保ち続けていた^(注進案)。その二十五座は、友房名・光貞名等の如く名田をあらわし、しかも、これらの名田は現代まで地名として生き残ったものが多く、現地の渡隆光氏の研究によれば、すべてその位置を確認できるという。この名田は鎌倉期以来の名田であろうが、室町期には分解を遂げ名田の名称のみ宮座や地名として残ったものである。同村の松原氏や神田氏は、こうした名田の名主層の中から成長した地侍であったと思われる。戦国期の宮座は地侍によって構成されていた。また、神社の社職を有力な地侍が占める場合が多かった。山代本郷正一位八幡の場合は、永祿三年に神田藏人丞に対し八幡宮神田が打渡されたという伝承があり^(上同)、これは神田氏が八幡宮宮座に大きな勢力を振っていたことを示している。阿賀村の三分一氏は、その祖佐伯宿禰広兼の子小次郎が同地に三ヶ所の社廟を建立し崎所大明神と号したという伝承を持ち、戦国期には阿賀村正一位八幡・速田八幡両社の社職を保有していた^(上同)。地侍は村落祭祠と強く結びつき、それを通して惣中における指導的位置を確保していたと言える。

右のように、地侍は惣中の指導的位置を占めており、しかも、戦国期を通じて地侍は惣結合より分離することができなかつた。地侍の惣との密着の原因は、所領経営の側面からは前節に若干述べてあるので、ここでは戦国大名権力との関係からの原因について触れよう。戦国大名が地侍をどのように把握したかと言えば、先ず地侍を媒介して村落支配を行ったということ、軍事力の基盤を形成するものとして地侍を家臣団に組み込んだこと、である。たとえば、地侍を媒介とする村落支配の一形態として、地侍を村役人的位置につけることが行なわれた。大内氏時代、山代の地侍は大内氏より刀祢という村役人に任命されていたことは『山代温故録』に見える。同書には「大永の検地」として、大永年間に大内氏が山代地方の検地を実施したことを伝えているが、これが事実であるならば、刀祢は検地の実務に当たったことであろう。毛利氏時代になっても、同様に地侍に村役人的位置を与えることが行なわれた。玖珂郡伊賀道郷の地侍河田氏は同郷の公文職であり、段銭の徴収・段銭の算用などや検見への立合など、村役人的職務を執行している^(河田文蔵)。河田氏の村役人的性格を示すものとして、次の史料を挙げる^(上同)。

伊賀道残分当土貢畠銭之事、堅固可有催促候、御帳無之候共、其元淵底御存知之儀候間、能々被相究御調干要候、御油断候て不可然候、又社領之儀重あ少々校量可申候、其間之儀も可為御公領候、御方内々被申儀委敷承候、尚西与七可被申候、恐々謹言

八月十七日

内 每三右

元 采(花押)

河田甚介殿参

この史料から、伊賀道郷の土貢及び畠銭の催促を河田氏が執行していることが知られると同時に、「御帳無之候共、其元淵底御存知之儀候間」とあるのは注目される。即ち、伊賀道郷には検地が実施されておらず、土貢や畠銭の徴収は至難であるのだが、河田氏が村内の事情を「淵底御存知」しているので、河田氏の手によって催促が行なわれているのである。この村落内の事情を知悉しているという点、即ち、惣中と密接な関係にあるということにこそ、河田氏が村役人的地位に付けられた最大の理由であるにちがいない。

次に、地侍の家臣団への組み込み(被官化)についてであるが、これについては第一章に述べた如く、戦国大名の軍事力の基盤として地侍と農民の結合 \parallel 地下人一揆の軍事力を組織したことを意味する。戦国大名の被官となるのは少数の地侍のみで惣中の百姓らは取り残されるのであるが、それでもなお、戦国大名は地侍と惣中の間を切断することはできなかった。なぜならば、地侍は惣中を離れた場合には無力であり、地侍のみの軍事力では弱体であったからである。地侍の戦国大名被官化を地侍自身の内的要因からみれば、小農民の広範な成長とそれによって動揺した地侍の地位の安定・確保のための戦国大名被官化である。なかでも、小農民の成長は地侍同志の対立・抗争を生み出し、この抗争に打ち勝つためのよりどころとしての被官化がなされた。地侍の抗争は、例えば、山代宇佐村では、刀祢大倉左衛門尉を広兼兵之助の子松之助とその一族及びこれに合力した大原村の地侍宇佐川孫兵衛が討ち取ったという伝承があり、阿賀村では、刀祢錦見隠岐守・神祇祐を三分一氏四兄弟が討ち取り、首級を持参して毛利氏に随属してお

り、波野村にては、刀祢正木修理進を中内右馬丞が討ち取り、苅谷村では刀祢末岡刑部を西村次郎左衛門が討ち取っている(注進案^{奥山代})。このように刀祢の誅戮という形式をとるものは、一般農民の権力へ対する反撥を反映しているのであるが、誅戮の先頭に立った地侍が、再び権力と結びつく(戦国大名被官化)のは、地侍の地位の安定・確保の要求より出たことであって、一般農民と地侍との間の矛盾がここに見られる。弘治年間の毛利氏の防長侵攻戦にあたって、山代の地侍と農民が一揆してそれぞれ陶方・毛利方に属して戦ったことは、全体的には地位向上(下剋上)のための戦いであるが、一般農民の階級闘争としての意味あいと、地侍の地位向上・安定・確保としての意味あいを併せ意味していた。

地侍を家臣団に組み込んだ毛利氏は、地侍と惣との関係をいかに捉えたであろうか。まず第一には、既に述べたように、地侍と惣との結合(地下人一揆)としての軍事力への編成であり、地侍を惣より切り離しては軍事力としての意味合いが無くなる為、地侍はあくまで在村させ、一戸衆・一所衆の形態によって下級家臣団を形成する。第二には、第一と矛盾する、地侍を惣中から切断しようとする政策がとられた。例えば、三分一氏や松原氏の打渡坪付帳について再び検討してみよう(表1・2参照)。この打渡坪付帳は永祿検地に基ずいて作成されたものであるが、三分一氏や松原氏の所領経営は毛利被官化する以前と以後とではどのような違いがあるか推測すると、まず自作田についてはさほどの変化はないと思われるが、自作田以外の田畠については、異なる。「一、田耆段小 分銭八百文 太郎左衛門作之」の如く記される耕地は、太郎左衛門が耕作と年貢上納の責任者であることを示している。この様な自作田以外の給田は、毛利氏による新給であるか、或いは、旧領の安堵であるのかと言え、新給ではなく旧領安堵であろう。たとえば田地宛行状にも「五ヶ其方抱分六町為給地遺候」(四六五)の如く表現されていることからみて、旧領安堵と考えるとよいだろう。とすると、自作田以外の田畠は、被官化以前には名主職のみの所有で下作職を保有しなかった

もの(即ち、地主―小作関係にあった)と考えられ、毛利氏の検地によって下作職の所有農民(小作農民)が年貢負担者として決定されたのではなからうか。これは毛利氏により地侍の加地子名主的経営(地主経営)が否定せられたことを意味しないだろうか。何故ならば、先にみたごとく、三分一・松原の例の如く打渡坪付は二通作成され、検地によって自作田以外の耕地の入れ替えが行なわれていることから、そう考えられるのである。このことの意味は、毛利氏が地侍を領主階級と認定したことである。即ち、領主的経営(自作田)を認め、地主的経営(自作田以外の所領)を否定したのである。この方策は、惣村と密着することによって可能な地主経営を否定したのであり、これによって地侍の惣村との関係を切断できるはずであった。

ところで、右の第一と第二の方策は明らかに矛盾する。この矛盾の止揚(＝兵農分離)は戦国大名によっては最後まで達成されないものであり、従って、この矛盾こそが戦国大名の一つの特質である。

三 地侍の抵抗

弘治三年三月に毛利氏による防長征服が終わった以後にも、地下人一揆の蜂起は続いた。十一月には、大内氏残党は防長の各地の地下人一揆と共に蜂起し、山口に侵入、同じ頃山口糸米にても一揆が蜂起している(四九・七九・七九)。また、長門国でも大内氏残党・一揆の蜂起があったが(四一七〇)、いずれも毛利軍によって鎮圧されている。また周防佐波郡徳地・富海方面にて蜂起した一揆は強力で、元就自ら安芸吉田より周防富田まで出陣して鎮圧に当った程であった(四一七六)。その後、永禄十二年に豊後大友氏の援助をうけた大内輝弘が周防秋穂浦に上陸、山口に侵入した際にも、大内氏の遺臣は防長の各地に蜂起してこれに呼応している。例えば、吉敷郡白松・岐波・床波の一揆、厚狭郡有

穂一揆(四五九)、山代五ヶ村一揆(四九)などである。

これらの大内氏残党蜂起に加担しての一揆は、弘治年間の大内方・毛利方に属しての一揆蜂起と同型である。こうした戦国大名権力へ組み込まれての戦争への参加は、地侍や農民の上昇への要求から出たものではあったが、農民にとっては同時に年貢夫役の減免＝剰余生産物の在地確保を意味したことは、陶晴賢が山代十三ヶ郷の味方付属に対して「郷中課役等免許」をその賞としたことや(四五九)、毛利元就が「山代百姓中」の毛利家へ対する忠節への褒美として「先以公料等免許」(七四)したことから明らかである。地下人一揆としての戦国大名への加担の中に、階級闘争としての性格を見出すことは可能である。戦国大名は農民にとっての敵対物ではあったが、これへの闘いは階級間の対立という純化した形態をとらず、戦国大名間の争乱とそれに参加する地下人一揆という形態をとったのである。逆に言えば、地侍・農民の上昇への要求と剰余生産物の在地確保という動きが、領主階級相互の対立抗争を惹起したのである。従って、戦国大名の権力は地下人一揆を組み込んだ、即ち、下剋上を組織した権力であった。

一方、弘治年間以後防長の各地では、戦争への参加という形態ではなく、戦国大名権力へ対する闘争が、地下人の要求に基づき、惣が中核となって展開される。これは、戦争への参加よりはより純化した闘争形態であると言えよう。その具体例を以下に示す。

(1) 防長の例ではないが、安芸国洞雲寺領では、毛利の支配となって以後も大内氏及び陶晴賢の判形に任せて諸役免除を元就父子より承認されていたのであるが、現地の代官桂元澄は「万端無理非道之子細」を押し付け、元就父子判形を無視して飛脚人足の徴用を命じ、これを承認しない寺家に対して「被逐出百姓等、可打果候由にて」軍勢で押かけたところ、百姓等は逃散を以って抵抗したので意を遂げることができなかった。この様な桂元澄の押妨に対して、洞雲寺は元就奉行赤河氏に対して百姓の還任を願い、「於此表如此之儀百万御座候」と述べ桂元澄の非を訴え

ているのである(河田文書)。百姓が逃散せざるをえないような代官桂元澄の支配は、大内時代に比して収奪のより強化、即ち、村落への権力の滲透の度合が大になったことを意味していた。

(2) 天正十二年九月五日に玖珂郡伊賀道郷では、毛利氏の奉行より同地の公文河田神介に対して次の様な文書が出されている(河田文書)。

伊賀道郷諸神田段銭辻、雖為凶田、当時百姓等申掠、平田之分相調之通、其間甚以不可然候、能々相究、凶田之辻公納肝要候、然上者先未進等堅固ニ可相究事、不可有油断候、恐々謹言

天正十貳甲申 九月五日
粟屋右京亮 元勝 花押
見玉三郎右衛門尉 元良 花押
園司右京亮 元武 花押

「河田神介殿」

これは、伊賀道郷の神田段銭について、百姓らが凶田を平田と偽り称して、平田分の段銭額しか上納しなかったために、河田氏に対して、凶田としての段銭額を上納するように督促させ、さし当ってまず未進分についての調査を命じているのである。凶田と平田とは段別が相違し、平田の方が小であることがこれから知られるのであるが、その一例を示せば表6の如く、伊賀道郷とその近郷である玖珂本郷の永禄四年六月の段銭を比較すると、反別については、凶田の方が平田の約三倍である。反別が地域によってまちまちであるとすれば、この比較は無意味なのであるが、玖珂本郷北方段銭催符の末尾

表6

永禄4.6.29 玖珂郡本郷北方段銭催符 渡辺出雲守領分	永禄4.6.14 伊賀道郷段銭辻之事
平田 15町5反大 春 1貫605文 反別10文宛古銭 秋 2貫566文 反別16文宛 (渡辺三郎左衛門譜録)	凶田 90町7反半 春 28貫74文 (反別30文) 秋 46貫783文 (反別51文) ()は布引の計算 (河田文書)

に「右此前以御検地之上所相定如件」とあり、しかも両文書とも差出が正覚寺守恩・井上式部丞就重・児玉四郎兵衛尉就光であることからみて、永禄三年の玖珂郡検地に基ずいての段銭賦課と考えられ、玖珂郡には一律の反別にて賦課されたと考える方が妥当であろう。この様に、伊賀道郷の農民は凶田を平田と称することによって、段銭の減免を獲得しようとしているのである。こうした動きの中に、農民のねばり強い日常不断の闘争を見ることが出来る。

(3) 永禄十二年九月、長門国豊西郡吉母村の若宮神社の氏子として結集する農民等は「一味同心」し、連判をもつて長門一宮への諸天役銭の上納を従来どおり三分一にとどめるよう訴えている(防長古文書誌)。

今度從一宮諸天役銭無沙汰之由にて、以御奉書、從郡司当中毛上被押置候、前々何事候も、当村は一宮三分一相納來儀無紛
處、五十五町又は依事五十七町大など、被申置之、未進之由候、近頃非分之至候、於此儀前後迷惑之儀候条、御公儀にて前々
姿可被仰分候、然上り任往古例、各一味同心、以連判申候、於此上別儀存之者候者、大明神可蒙御罰候、仍状如件

永禄拾貳年九月十三日

親 行 判
親大官司代
真鍋中務丞 秋 友 判
三井 助 二 郎 判
(この間二十一人略す)
権大官司 助 四 郎 判
大中寺 周 徳 判

公文殿
田所殿

この文書からは、毛利氏と長門一宮が癒着し、吉母村へ対する課税を強めようとしていたことを知りうる。地侍・農

民らは、村落結合を抵抗の依り所として、「近頃非分之至」とか「迷惑之儀」と言いきって、新儀課役を強硬に拒否する姿勢を示しているのである。結果的には従前どおり三分一納入が承認されているのであるが、防長両国内にはこの例と異り、新儀の課税がなされ、押し付けられていった所が多かったにちがいない。

(4) 吉母村の隣村である豊西郡正吉郷では、「正吉郷各々百姓中」が領主の非道に対して抗議している(有光)。

永禄十三年從正月□日、定夫銭を任むね先代相調申処ニ、只今銀子彦文目被食候する之由被仰出事も、各々御百姓中迷惑千萬
ニ存知候、依り御愁訴談急度上申、然も各々御百姓中より五郎右衛門・三郎兵へ御兩人御愁訴談、つふさこ是等之通御分別聞
食被分候も、御祝言存知候

一重々上申候、雲州御陣以來、又下御陣以來、此方修禪寺領前田分共ニ仕ふさき、遂奔走申候之処、於以後も、修禪寺領又ハ前
田分御公役之儀も、各々御百姓中仕申間敷候、是も為御分別上申

一御土貢舛之儀実事申上候、然も各々御百(後欠)

(6)

一重々急度上申、仍御愁訴之儀御百姓中申之通御分別候処、種をもちし不可申、此趣をも無御分別無御座候処、かんにん申かた
く候、各々御内□老目様、御分別一円善悪之通も、御百姓中も心底を奉頼候之由候、五郎左衛門・三郎兵衛実事段ハ可上申、
能々御心得之儀ハ不申及候

正月二十七日

八尋彦左衛門允殿 御申

正吉郷 各々百姓中 花押

この文書は文意を明確にとり難い部分が多いが、判断できるところを述べよう。まずはじめにこの文書の年代であるが、「雲州御陣以來又下御陣以來」とあることからみて、雲州御陣は永禄八〇九年の尼子氏との戦争、下御陣は永禄

十二年の太友氏との立花城をめぐる戦争と解釈すれば、この文書は永禄十三年である可能性が濃い。次に、宛先の八尋彦左衛門については、現在のところ全くわからない。正吉郷が内藤隆春の給人勝間田氏の給領であったことからみて勝間田氏の代官ではないかと思われるが、確証はない。さて、百姓中の抗議の内容であるが、第一には、定夫銭の先代よりの上納額に加えて、新たに銀子一文目を徴収されることに對する抗議である。第二には、正吉郷百姓中は雲州陣・九州陣以來、修禪寺領及び前田分の耕作を止め、毛利氏のために奔走してきたので、以後はその代償として同所の公役を勤めないと宣言しているものであり、第三には、土貢舛に關するものであるが、内容は不明。第四には、百姓中の愁訴が認められたところ、その報復として領主側が出挙米(種米)の貸付を取り止めたことに對する抗議である。出挙米の貸出者が誰であるか、この文書からは不明である。他の関連文書を見ると、正吉八幡宮自体が百姓に出挙米を貸し付けた例もあり、さらにまた、八幡宮大官司有光氏が出挙米を周防山口の氷上山興隆寺の千蔵坊から借り入れたことなども見え、実態は不明である。いずれにしても、領主側の収奪の一方法として出挙米が行なわれていたことは事実である(第二章参照)。右の様に、収奪の強化が百姓中を抗議に立ち上らせているのであり、それは「迷惑千万ニ存候」とか「かんにん申かたたく候」などという激しい口調で語られているのである。

右にあげた四事例は、すべて惣結合が闘争の基盤となっていたと言えよう。吉母村の場合、若宮神社の氏子組織がその結合の紐帯となっているのであるが、その中心的人物は真鍋氏や三井氏ら地侍であった。彼らの惣中における地位は、例えば、天文二十二年、若宮修理免江之田の須子忠親下作職分(忠親は若宮社大官司)の土井築人足について、人足は年々「郷中」より勤めていたが、前々年以来未進であるため、忠親の言上により、真鍋但馬守と三井七郎兩人に對して当年より前々のように人夫を差出すよう大内氏奉行の奉書が出されている(若宮神社文書)ことからみて、真鍋・三井兩氏が郷の代表・指導的位置にあったことが知られる。また、天文二十三年には同地の下作職をめぐる須子大膳進

と三井七郎が争っているが、ここから彼等が耕作を行っていたことが知られる。正吉郷の場合は、惣の中心は有光氏である。先掲文書中に見える五郎左衛門は、正吉八幡大宮司有光五郎左衛門のことである。有光氏の所領は、天文二十三年の恒安名三分一五郎左衛門抱分坪付（有光文書）によれば、三十一筆の大は三反から小は十歩の耕地片より成っており、田畠合計二町五畝三十歩、土貢二石老斗老升五合五勺六才である。この経営規模は、山代の地侍と同階層と考えてよいであろう。

戦国大名間の戦争へ参加する形態をとる地下人一揆と、右のような日常的な年貢夫役の減免をめぐる闘争と、その闘争主体は全く同一である。闘争の目的については、剰余生産物の在地確保という点においては同一であるが、戦争への参加は身分の上昇をも目的の中に併せ持っている。地下人一揆内部の矛盾、即ち、地侍と農民との矛盾は、地下人一揆を真に戦国大名と対決させることを妨げ、戦国大名はその矛盾を利用して地下人一揆を統治することが可能であった。即ち、地侍の被官化がそれである。しかし、真鍋氏などは後に毛利被官となったが、有光氏などは被官化を遂げなかったように、戦国大名の被官となるものは地侍の内の一部であった。また被官化した地侍でも毛利氏の命に対して従順ではなかった。年不詳二月二十九日湯川平左衛門宛毛利輝元書状（湯川三郎左衛門書翰）には「山代衆一所歴々之内之者」が出陣しないので、湯川氏に対して出陣の督令を命じ、出陣しないものは「給地可召放」と書いている。この様に給地召放という非常手段を以ってしか山代衆を動員できないのである。これは、地侍が村落と密着しているため、遠征に適さないという性格によるものであったが、こうした地侍の動向の背後には惣中の存在があった。惣中を基盤にした地下人の闘争は、戦国大名に対して真に対決的ではありえなくとも、不断に制約的でありつづけたのである。

おわりに

戦国大名は、戦争を遂行・継続・勝利するために、地侍・農民Ⅱ地下人一揆の力を結集することが不可欠であった。村田修三氏が山代一揆について評価したような、農民の抵抗を打砕くために地侍を農民掃討の先兵たらしめたと言うようなものではない。むしろ、農民と地侍は不可分離であって、両者を含めての軍事力への編成であり、それを基盤としての戦国大名の権力であった。戦国大名の軍事力の基盤は地侍にあるのではなく、地下人Ⅱ地侍とその背後にある農民、にあった。村田氏が「戦国大名は、いわば下剋上を組織した権力である」と述べたのは、かかる実態について述べたものと考ええる。戦国の争乱は、全身分の下剋上の闘いであり、戦争は総力戦として闘かわれた。農民の軍事動員はもはや周知であるが、戦国大名は商人・手工業者、さらには中世賤民に至るまでの全人民を軍事力として編成しようとしているのである。例えば、周防宮市の濃物商人兄部氏は永禄十二年大内輝弘の山口侵入に際しては右田岳に籠城しており、手工業者の例としては、鍛冶職人の軍事参加は例が多い。中世賤民の軍事動員については、尼子氏が永禄年間出雲富田城に籠城した際に、同国内の鉢屋が鉢屋ケ丸という城砦に籠籠っているし、吉見氏の場合は弘治年間の陶氏との合戦の際、津和野近傍の穢多ヶ城に同地の穢多が楯籠ったという。さらに、一向一揆も穢多を動員している。天正五年に毛利軍が石山本願寺に救援の兵糧を入れた際に、摂津木津の穢多ヶ城に渡辺村の穢多が楯籠って信長軍と戦っている。毛利氏の場合も、天文十九年井上氏誅伐の一因となった安芸吉田の河原者いこの田が軍陣に馳せ参じ戦功を建てたものであったことなどが知られる。このように、戦国期合戦の様相は既成の武士団（戦国大名の直屬家臣団）同志の闘いではなく、戦国大名の領国の軍事的にも経済的にもその総力を挙げての闘いであった。そ

ここでは、身分の差は流動・希薄化し、下剋上と呼ばれるにふさわしい状態が現出していた。戦国大名が、人民の総力を結集できたのは、人民の下剋上の要求を一部分に於て実現させるところがあったからであろう。本稿で述べてきたことは、戦国大名の総力戦の中における地下人一揆、即ち、地侍・農民の兵力についてである。農民をはじめとする人民が戦国大名の軍事力に編成されて闘うということの中に、階級闘争としての意義を見出すべきである。地下人一揆は戦国大名にとって両刃の剣であった。人民は純粹に人民対戦国大名（領主）という対決のみではなく、戦国大名の軍事力に参加することによって自己の上昇や年貢減免などの成果を獲得しようとした。従って、やがては人民と領主の対決は不可避であった。このことを家臣団の問題に即して言うならば、全人民の総力を結集する必要と、彼らを支配抑圧せねばならないという自己矛盾を常に抱えていた戦国大名は、全人民の内の上層である地侍の一部を被官化することによって平衡を保つことを試みた。地侍の被官化は戦国大名権力の安全弁としての役割を果すものであった。戦国大名の直屬家臣団の軍事力が全人民を抑圧するに至るためには、全領主階級の結集が絶対必要条件であった。全領主階級の結集、即ち、統一政権の誕生は戦国大名権力の質的飛躍をもたらした。全領主階級の結集、その総体としての軍事力は、地下人を切離す力を獲得した。ここで、一部被官化した地侍を除いて、地侍及び地下人は領主階級から切離され被支配身分へと固定化されることとなった。

(1) 本稿で戦国期土豪に対して、地侍という語を用いたのは、未だ私が諸先学の研究成果である小領主や地主という概念を十分に理解しえない未熟な段階にあるがためであり、更に、地侍の地は村落に居住することを、侍は武装していることを意味すると考えられるため、最も適当

であると考えたからである。

(2) 後藤陽一氏「封建権力と村落構成」（社会経済史学会編『封建領主制の確立』所収）など。

(3) 村田修三氏「戦国大名毛利氏の権力構造」（日本史研究七三号）、同「兵農分離の歴史的前提」（日本史研究

一一八号）など。

(4) たとえば、村田修三氏「兵農分離の歴史的前提」では、毛利氏による山代地方地侍の家臣編成について述べた後に「このように戦国大名は、小領主層を権力の基盤にしていた。小領主を直接把握する場合だけではなく、前章に紹介した如く小領主を組織した國人領主を家臣化するることによっても小領主を基盤にした」と述べている。

(5) 須々万沼城の合戦には、『陰徳記』によると、陶方として「山代ノ一揆等神田丹波守同彦三郎等ヲ大将トシテ、二千余騎馳集リテ、城中へ入モアリ、又後詰ノ勢ニ加ハルモ有ケリ」と見え、毛利方には「山代ノ一揆ノ中に神田藏人ナト云者味方ニ有ケルカ、略止リ防戦、手ノ者三人ニテ防戦ケルカ、其中新四郎ト云者敵一人討テケリ」などと見える。神田丹波と神田藏人は山代本郷に居住する同族であると思われる。一族が敵味方に分かれて戦っているのである。

(6) 村田修三氏「戦国大名毛利氏の権力構造」。村田氏は「山代之者共龍文寺を仕取、彼口ノ若山をせりつめ候する武略共あるべく候、山代衆にも可被相尋候」（四三）と

いう史料の表現を、山代之者共＝農民、山代衆＝土豪と説明するが、その実態はさほど単純なものではなく、山代之者共とは陶方についた神田丹波守等地侍と農民の一揆であり、山代衆とは、松原・三分一等毛利方についた地侍と彼等の率いる農民であって、両者は同内容である。

(7) 弘治四年の防府安楽寺々領安堵（上司家文書）には「今度総国領雖御檢地候、彼領内所々散在分之事者可被差除」とあって、永祿元年には周防にて檢地が実施されたらしいことが知られるが（藩政史料研究会「藩制成立期の諸問題」山口県地方史研究七）、山代地方にては、閏一六五所載の「阿賀郷檢地下札」が永祿三年九月八日の日付である事からみて、永祿三年後半に実施されたと考えられる。

(8) この坪付帳は写しであるため、「松原」が地名の肩書きであるのか、姓であるのか判断できない。たとえば、弥三郎は釜ヶ原（地名）の肩書きがあり、松原弥三郎・宗恒原二郎右衛門・向原四郎左衛門は有姓の様に見えるが、松原・宗恒原・向原という地名が存在し、写す際に肩書きを姓の如く書き誤ったという可能性も考えられる。

(9) 後藤陽一氏は註(8)論文で「毛利氏支配下の安芸・周防の農村で天文―天正―慶長の当時、荘園制的な農村の分解は進んで名体制は崩れさつており、そこには強豪名主層―地侍層と一般百姓―作人層の分化が見られたこと、すなわち事実上の封建的土地所有とこれに対立する農民の保有の形成の進んでいたこと、しかもすでに強豪名主層の一元的大名給人化によって、その土地所有は大名領知権の一部として確認され、封建領主制の確立されていたことが明らかである」と述べている。山代地方についても同様の事が言える。

(10) 峰岸純夫氏「村落と土豪」、藤木久志氏「戦国の動乱」(ともに『講座日本史3』所収)

(11) 同右

(12) 村田修三氏「兵農分離の歴史的前提」では、山田氏を苅谷村の土豪とされているが、これは誤りであると思う。同氏はさらに山田氏が苅谷村の散使に任せられたとしているが、これはおそらく永禄九年五月十七日小林藤三宛井上就重児玉就方書状の「山河之儀不及申候、散使二被申付、不残段歩被相渡旨候」という部分に拠ってい

るものと考えられるが、この「散使二被申付」とは山田氏が散使に任せられたというのではなく、山田氏への給地配賦の実務を在村の散使に命令して実施させるという意味である。

(13) 下廻上とは、「伝統的政治・軍事体制への入り込み、その内部的な変革」(藤木氏先掲論文)のみとは考えない。藤木氏の述べられる農民の剰余の在地確保の動向とそのため反権力闘争をも下廻上の範疇に含めるべきだと考える。

(14) この文書は前半と後半が分離している。この文書の原本を見ていないため、前半部と後半部が同一文書であるのか、別々の文書であるのか正確にはわからない。しかし内容や文章の書き方の特徴(たとえば「可上申」などという書き方)が一貫していることから、同一文書と理解してよいと考える。

(15) 村田修三氏「戦国大名毛利氏の権力構造」

(16) 村田修三氏「兵農分離の歴史的前提」

(17) 拙稿「長州藩被差別部落の成立」(山口県地方史研究 二八)